

年々生利率ノ減シ名目上ノ収入減少シト見角銀文
拂込引傍チトシトシ之ノ不備ヲ抱キ八月十日ニ付左に付
過次義ニ當ル唯凡重提出スルコトナリ

に

1. 次ノ日割ノ定金ニ納付セシメテ
但し二日吹下スル

2. 貸金支拂日ノ制定

一月二回トシ十月、三十日トスル

3. 依業ノ限ニヨリテ

(1) 仕事ノ設備ニトシテ美ノ本型ヲ検査シ物価値段ノ所ニテ

(2) 仕事ノ仕上ヲ検査シ既ノ是世ノ弊人、是世ノ弊人

4. 出納用支拂制定

(1) 吹下スルニ付吹下ノ形ノコリ仕事ノ変更ノ場合ハ出納用

支拂制定

(1) 支拂日吹下其日支拂ナリ

ハ限サレテ其ノ分位金見ノ控案左に条件ノ妥協成之ハ得
解法ナリ

に

1. 日吹下スル様努力スル

2. 外立金ニテ仕事ノ獲得ト努力スル

3. 貸金ノ支拂ルコトナセリトス

4. 仕事ノ変化ハ互ニ合シテ検査シ物品傳案ヲ附スル

(1) 仕上ノ検査、両者合シテ検査ス

5. 型残・仕事ノ変更ノ場合控用ニ使用スル

6. 弟用貸金ハ最低三日為高二月二十トス

7. 所管中ノ日吹下スルコト一日二日トス